

令和4年度 第1回豊川市公契約審議会 議事録

- 1 日時
令和4年11月15日（火） 午後1時30分～午後3時15分
- 2 会場
豊川市役所 委員会室
- 3 出席者
委員
金井 幸子（愛知大学法学部 准教授）
渡辺 裕一郎（愛知県社会保険労務士会 三河東支部）
市橋 智久（愛知県労働者福祉協議会 東三河支部長）
落合 利夫（豊川商工会議所 建設関連部会長）
長谷川 完一郎（豊川商工会議所 専務理事）
※1名欠席

事務局
財産管理監 山本 勝巳
総務部次長 木本 秀史
総務部契約検査課課長 小島 一成
総務部契約検査課課長補佐 林 健史
総務部契約検査課契約係長 大林 吉子
- 4 会議の公開の可否
公開
- 5 傍聴者
なし

1 開会

2 委員委嘱

3 財産管理監あいさつ

4 委員紹介

〈各委員自己紹介〉

5 豊川市公契約審議会について

【事務局】

資料1を説明

【事務局】

ご意見、ご質問等ありましたら発言をお願いいたします。
ご意見がないようですので終了させていただきます。

6 会長の選任について

7 副会長の選任について

公契約条例第17条第2項に基づき、会長に金井委員、副会長に渡辺委員を選任しました。

8 令和3年度審議会の答申について

【会長】

それでは、次第8の「令和3年度審議会の答申」に移ります。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料2を説明

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等があればご発言をお願いします。
ご意見がないようですので終了します。

9 特定公契約の状況について

(1) 令和3年度、令和4年度（9／30時点）特定公契約一覧表

【会長】

それでは、次第9「特定公契約の状況について（1）令和3年度、令和4年度（9／30時点）特定公契約一覧表」に移ります。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料3-1、3-2を説明

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等があればご発言をお願いします。

【委員】

特定公契約一覧表で元請業者が直接雇用する労働者が0人の場合は該当なしとしているということですが、下請業者の調査をする必要はないということでしょうか。

【事務局】

豊川市では、元請業者からのみ労働環境確認書を提出してもらっており、下請業者に指導をしていただくようにしています。

元請業者に監理技術者等しかいない場合は該当なしとなり、作業員がいれば、該当ありで記載されます。

【会長】

他には意見がないようですので終了します。

(2) アンケート結果（令和4年度の労働環境確認対象業者）

【会長】

それでは、続いて（2）「アンケート結果（特定公契約対象労働者）」に移ります。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料4、4-1、4-2を説明

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等があればご発言をお願いします。

【委員】

特定公契約の労働環境確認の中で一番メインになるのは、最低賃金になりますが、例えば年休の取得など、他の労働環境について確認していますか。

【事務局】

労働環境確認書の中に36協定の届け出や就業規則の作成、労働時間や各種保険の加入なども確認をしています。

アンケートの結果を見ると昨年は特定公契約制度を「知らない」という回答が多かったですが、今年度は周知方法を見直し、労働者の方へチラシを配布したことで、「知っている」との回答が増え、ある程度チラシの効果はありました。しかし、元請業者の作業員さんがチラシを受け取っていない、制度を知らないとの回答がありますので、引き続き周知を継続していきます。

下請業者の労働者の方も、制度を「知っている」と回答した9割以上の方が豊川市の定める労働報酬下限額を確認し、自分の給料が下限額以上であることも確認したと答えています。チラシの裏面に時間給だけでなく、1日あたりの単価を載せたことにより、確認をしていただけたと思います。

【委員】

特定公契約の対象となる工事は制度のチラシを掲示していますが、対象以外の工事についても掲示してもらうように市から言ってもらえるといいかと思います。掲示は強制ではないですが、制度の周知になるのではと思います。

【委員】

アンケートの回答数ですが、実際、工事に携わる方のどのくらいの割合かわかりますか。

【事務局】

土木工事は比較的少人数で作業を行いますが、建築工事は大きい工事だと下請業者が数十者になります。1日しか現場に来ない人もいますので、工事期間内に、実際に働いている人数は、把握できていません。

【会長】

他には意見がないようですので終了します。

10 議題

(1) 労働報酬下限額について

【会長】

それでは、次第10(1)「労働報酬下限額について」に移ります。「労働報酬下限額設定区分」につきまして、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料5中「労働報酬下限額設定区分」を説明

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等があればご発言をお願いします。

【委員】

2ページの労働報酬下限額に含まれる賃金の構成についての基準内手当です。

工事は家族手当や通勤手当も含まれるのでしょうか。委託・指定管理は除くとなっています。基礎となる賃金は家族・通勤手当は除かれると思っていました。

国土交通省の公共工事の設計単価を見ると通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当となっており、労働者協同組合のほうでも労働と直接関係ないものは除くことができるとあります。家族・通勤手当は個人条件によって違うので、除かれると認識していましたが、工事の請負契約はこの分が入っていて、委託契約は除かれるのはなぜなのか教えていただきたいです。

【事務局】

工事は設計労務単価を基準として労働報酬下限額を出しています。そちらの考え方では通勤手当等含まれています。

設計労務単価と最低賃金とは違うので、次回資料を付けさせていただきます。

【会長】

他には意見がないようですので終了します。

【会長】

次の「⑦工事請負契約 公共工事設計労務単価設定あり」について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料5中「⑦工事請負契約（公共工事設計労務単価設定あり）」を説明

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等があればご発言をお願いします。

1%引き上げの提案となります。

【委員】

豊橋市は80%ですが、来年度に向け、豊橋市はどの程度上がるとか横ばいとか、何か情報はありますか。

【事務局】

豊橋市は審議会が12月から始まりますので、これから調整されると思います。

【委員】

最終的には豊橋市に近づいていくということでしょうか。

【事務局】

豊橋市の80%を目指していく必要があると思います。ただ、どの程度の頻度で上げていくのか、一気に上げていくのかを考えていく必要があります。今回は物価と賃金の上昇を比べて、賃金の上昇の追いついていない分を労働報酬下限額で1%引き上げることが事務局の案となります。

【委員】

賃金は上げてあげたいと思いますが、最近の物価の上昇があまりにも大きく、コンクリート製品など年3回上がっています。なるべく80%に近くと思いますが、物価上昇のことを考えると、来年度は77から78%の1%増でよいかと考えています。

【事務局】

参考資料にあります。特に木材は令和3年3月と令和4年10月単価では2倍以上となっています。鋼材に関しても大きく上昇しています。

【会長】

1%でも大きいということでしょうか。

【事務局】

金額としては20円、30円の上昇になりますが、それでも引き上げることは大きいと思います。

【会長】

令和元年度から令和3年度に2%上げましたが、これは令和3年度に一気に上げました。

【事務局】

この時は条例施行から2年経ち、報告額等を参考に2%引き上げました。

【会長】

今回は物価の上昇により1%ということでしょうか。

【事務局】

労働者の方から見れば賃金は上げてほしいと思います。今回は前回と比べて物価上昇が大きいため、業者側の負担を考えてのことです。

厚生労働省が毎月出している勤労統計調査の実質賃金も物価上昇のためマイナスとなっています。この状況を見ると最低1%は上げる必要があると考えます。

【会長】

他にご意見はありますか。

【事務局】

この案で意見がないようであれば、答申案を作成し、次回提出します。

【会長】

続いて、次の「㊦工事請負契約 公共工事設計労務単価設定なし」について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料5中「㊦工事請負契約（公共工事設計労務単価設定なし）」を説明

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等があればご発言をお願いします。今のところは該当者がいないということなので、このままで良いのではと思います。

それでは、次の「㊧「工事請負契約」 未熟練者・年金等受給者」については、㊦の「【業務委託契約・指定管理協定】 未熟練者・年金等受給者」と一緒に審議をいたしますので、先に「㊨【業務委託契約・指定管理協定】」について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料5中「㊨業務委託契約・指定管理協定」を説明

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等があればご発言をお願いします。

昨年度と変更なしということですが、最低賃金の1%上乗せした額となりますが、学生アルバイトでも時給1,000円はあるので、もう少しなんとかならないかと思えます。

【事務局】

ハローワークでも清掃関係などの業務は最低賃金からのスタートになっています。樹木管理は土木関係になるので、そもそも単価が高いです。

業者さんは労働報酬下限額に合わせて給料を決めており、また、清掃関係については、洗剤や清掃道具なども上がっていると聞いています。今まで通りの上乗せ額であれば、負担が少ないのではと考えます。

【会長】

他にご意見はありますか。ご意見がないようであれば終了します。

【会長】

それでは、続いて「㊧工事請負契約の未熟練者・年金等受給者」「㊨業務委託契約・指定管理協定の未熟練者・年金等受給者」について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料5中「㊸工事請負契約の未熟練者・年金等受給者」「㊹業務委託契約・指定管理協定の未熟練者・年金等受給者」を説明

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等があればご発言をお願いします。特にないようですので、質疑を終了します。

(2) 労働報酬下限額の取扱いについて

【会長】

それでは、次第10(2)「労働報酬下限額の取扱いについて」に移ります。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料5中「労働報酬下限額の取扱いについて」を説明

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等があればご発言をお願いします。特にないようですので終了します。

本日の議題は以上となりますが、委員の皆さまから何か意見がありましたらお願いします。

【委員】

障害者さんを雇っている業者さんもあるかと思いますが、その場合労働報酬下限額の適用除外はあるのでしょうか。

【事務局】

障害者の方に適用される賃金がありますので、そちらの賃金を適用していただきます。

労働局に届け出がある方の賃金は、労働報酬下限額で基準とする最低賃金とは別で決まっていますので、そちらを優先することになります。

【委員】

労働局から許可を取って、落札業者の中に障害者の方いる場合は、そちらが優先となるということが、わかるようになっているということでもよろしいでしょうか。労働報酬下限額を下回っていると言われるのはどうかと思ひまして、確認したのですが。

【委員】

障害者の方の最低賃金は一般の方と同じとなっているようですが。

【事務局】

障害者の方は、別に適用される賃金があると聞いていました。詳細まではわかっていませんので、次回までに確認しておきます。

【委員】

一般の方よりどれだけ労働能力が落ちるかを見て賃金が決まるようです。

【委員】

基準は最低賃金となるわけですね。

【委員】

最低賃金を基準に労働能力によって落ちます。労働局は10%くらい上乘せして許可を出しているようです。それで障害者の方が入っているのか、どうかと思い聞きました。

【事務局】

次回までに調べておきます。

11 閉会

【会長】

以上を持ちまして、令和4年度第1回豊川市公契約審議会を終了します。ありがとうございました。